ー 従業者証明書(見本) ー

2024 年4月入社の場合
2404＊＊
（＊は任意の数字）

・従業者が多い場合は桁数を増やす
・他の従業者と被らないように番号を振る
・職員番号などでも可

様式第八号（第十七条関係）表

従 業 者 証 明 書

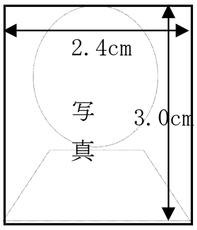

（令和６年３月撮影）

従業者証明書番号 240401

従 業 者 氏 名 〇〇 太郎
（平成〇〇年〇月〇日生）

和暦が望ましい

業務に従事する
事務所の名称 本店
及 び 所 在 地 三重県〇〇市〇〇町〇－〇－〇

この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。

証明書有効期 令和６年 ４ 月 １ 日から
令和８年 ８ 月 ２３日まで

免許証番号 三重県知事（〇）第 〇〇〇〇 号

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇
主たる事務所の所在地 三重県〇〇市〇〇町〇〇
代 表 者 氏 名 代表取締役 三重 花子

証明書のサイズ規定
縦 5.392cm以上5.403cm以下
横 8.547cm以上8.572cm以下

有効期間について

新たに入社した場合
証明書有効期間は、宅建業に従事しはじめた日から、宅建業免許の満了日までとなる。

更新後に作成し直す場合
宅建業免許の有効期間と同じ5年間が証明書有効期間となる。

備考

宅地建物取引業法抜すい
第 48 条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。
２ 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

宅建業の従事者であれば、従業者名簿にも記載が必要です

従業者証明書について

宅地建物取引業法　第四十八条（証明書の携帯等）

①宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

②従業者は、取引の関係者の請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。

宅地建物取引業法施行規則　第十七条（証明書の様式）

法第四十八条第一項に規定する証明書の様式は、別記様式第八号によるものとする。

備 考

1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。

（1）第 1 けた及び第 2 けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下 2 けたを記載するものとする。

（2）第 3 けた及び第 4 けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が 1 月から 9 月までである場合においては、第 3 けたは 0 とし、第 4 けたにその月を記載するものとする。

（3）第 5 けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。

2 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入すること。

3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。

4 用紙の色彩は青色以外とすること。

5 証明書の有効期間は 5 年以下とすること。

宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方〔国土交通省〕

第48条第1項関係

1 従業者証明書の携帯について

従業者であることを表示する方法は証明書による方法に統一することとする。この従業者証明書を携帯させるべき者の範囲は、代表者（いわゆる社長）を含み、かつ、「法第31条の3第1項で定める従事者の範囲」の定めるところに、非常勤の役員、単に一時的に事務の補助をする者を加えるものとする。単に一時的に業務に従事するものに携帯させる証明書の有効期間については、他の者と異なり、業務に従事する期間に限って発行することとする。また、従業者証明書を発行した者については、すべて従業者名簿に記載するとともに、従業者証明書を携帯していない者が業務に従事することのないよう、すべての者が携帯することとする。

2 従業者証明書における旧姓使用の取扱いについて

従業者証明書の記載事項のうち、従業者の氏名における旧姓使用については、旧姓使用を希望する者については、従業者証明書に旧姓を併記してよいこととする。ただし、業務の混乱及び取引の相手方等の誤認を避けるため、恣意的に現姓と旧姓を使い分けることは、厳に慎むべきこととする。